原子力損害賠償紛争審査会 会長 鎌 田 薫 様

中間指針の改定を求める要望書

平成29年10月3日

福島県南相馬市長桜井勝延

福島県南相馬市議会議長 細 田 廣

1 コミュニティ崩壊等に関する精神的損害賠償について 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故(以下「原 発事故」といいます。)により被災した住民が被った精神 的苦痛は、従来の中間指針に明示されてきた避難等により 日常生活が阻害されたことに伴うものに限られるもので はありません。

避難指示が解除された地域に帰還し、あるいは原発事 故前に居住していた地域にとどまっていた場合でも、次の ような生活環境の変化による精神的苦痛を被っています。

住民が避難を強いられたため、地域に居住する人が減少したことにより、地域の共同体の活動を維持することが困難になっています。原発事故により放出された放射性物質による被ばくを回避するために、当市の住民は様々な行動の制約を強いられ、山菜やきのこ等の自然の恵みについて摂取が制限されるなど、原発事故前と同様に自然の恵みを享受することもできなくなりました。

こうしたコミュニティの崩壊並びに、従来の平穏な生活環境及び自然環境の喪失等に基づく住民の精神的苦痛は当然に賠償されるべき損害です。

2 不合理な賠償格差の是正について

中間指針では、原則として避難指示等の区域によって 賠償の内容が定まっています。同指針では、指針に明記さ れていない損害についても、個別具体的な事情に応じて原 発事故との相当因果関係が認められる損害については賠 償すべきことを明記しているものの、東京電力ホールディ ングス株式会社(以下「東京電力」といいます。)は、単 純に定型的・形式的な避難指示等による区域割に従った賠 償に終始するのみで、個別具体的事情に応じて中間指針に 明記されていない損害に対する賠償への対応が極めて不 十分です。このことから、原発事故との相当因果関係が認 められる損害が生じている者であっても、その者の原発事 故時の住居のあった区域によって、賠償が認められる者と そうでない者が存在しています。

東京電力による賠償実態を踏まえ、このような不合理な賠償格差を是正するには、個別具体的事情に応じた賠償が進められるような、より踏み込んだ記述が必要です。

3 不動産の全損評価による賠償について

当市の旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域

(以下「旧避難指示区域」といいます。)に存在する不動産(土地や建物等)の荒廃状況は、長期間に及ぶ避難指示やこれに伴う住民の避難により、原発事故から6年を経過して避難指示が解除された地域と何ら変わるものではありません。

したがって、避難指示期間割合に応じた賠償ではなく、 全損評価による賠償がなされるべきです。

4 中間指針の見直しについて

現時点においては、これまでに東京電力により行われてきた賠償の状況、原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介手続及び訴訟における事案を通じて、中間指針の策定段階では把握しきれなかった現実に存在する損害が明らかになりつつあります。

中間指針の目的は、原子力損害の範囲を明確化することで、被害者と東京電力との原子力損害賠償に関する円滑な話し合いと合意形成に寄与することにより、迅速、公平かつ適正な被害者の救済を進めることにあります。顕在化した現実に存在する損害を踏まえて、既に中間指針で明記された損害だけでなく、明記されていない損害についても

明らかになりつつある以上、迅速、公平かつ適正な被害者の救済を進めるためにも、中間指針全般にわたって見直す必要があります。

以上のことから、下記の事項を強く要望いたします。

記

- 1 住民が被った精神的苦痛のうち、コミュニティの崩壊並びに、従来の平穏な生活環境及び自然環境の喪失等による ものを賠償すべき損害として中間指針に明示すること。
- 2 避難指示等による区域は、賠償における絶対の基準では なく、区域の内外に関わらず同等の損害が生じている場合 には同等の賠償をするべき旨を中間指針に明示すること。
- 3 避難指示解除の時期に関わらず、旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域内の現実の不動産の被災状況に即し、これらに対しても全損評価による賠償をするべき旨を中間指針に明示すること。
- 4 顕在化した現実に存在する原子力損害を反映した中間 指針の改定を行うこと。

以上